

改定に向けて始動！まちの未来について一緒に考えてみませんか？ 都市計画マスタープラン改定の基本的考え方を公表します！

川崎市は、みなさまが暮らすまちの未来を描いた「川崎市都市計画マスタープラン」の改定に向け、「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方」を公表します。

現在のプランは、平成 29 年の改定から約 10 年が経過しており、その間に総合計画等の上位計画の改定や社会環境の変化などがあったことから、今後のまちづくりに向けて更新を行う必要があります。また、**市民のみなさまの親しみやすいものとするため、より分かりやすく読みやすい内容への見直しを検討**していきます。

本市では今後、今回公表した基本的考え方に基づき、川崎のまちの未来について、市民のみなさまからの御意見を伺ってまいります。

川崎市都市計画マスタープランとは

将来的に目指すべき都市の姿（将来ビジョン）を市民にわかりやすく示すとともに、これを実現するための地域別の整備方針等を定めたもの

1 基本的考え方について～プランの改定について「知る」～

川崎市のまちづくりを取り巻く現状と課題、現時点の市の考え方を市民のみなさまと共有し、今後、御意見を募集する際に活用していきます。詳細は、添付資料や説明動画を御確認ください。

改定の基本的考え方の内容

- ・プランの概要
- ・まちづくりの状況と課題
- ・踏まえるべき社会環境等の変化
- ・基本的考え方（前提条件、主な改定の視点）
- ・スケジュール

＜添付資料＞ 川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方

＜資料等の掲載ページ URL（川崎市ホームページ）＞

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000188606.html>

資料等の掲載ページ
（動画は後日公開）



2 意見募集の実施について～プランの改定に「関わる」～

① デジタルアンケート

スマートフォンやパソコンからいつでも誰でも参加できます。地図上に、あなたの「好きな場所」等を理由と一緒に教えてください。

実施時期：9～10 月頃

② オープンハウス型説明会

各区のイベント等で、①のデジタルアンケートをパネルを用いて実施します。また、プラン改定の基本的考え方について、パネル展示等を行い、御質問等に職員がお答えします。

実施時期：10～11 月頃

③ ワークショップ

まちの将来像について、意見を出し合い、考える場です。それぞれの区で 1 回ずつ開催します。

募集時期：9 月頃～
（応募多数の場合は抽選）
実施時期：11～12 月頃

※意見募集の詳細については、後日ホームページでお知らせします。

問合せ先

川崎市まちづくり局計画部都市計画課 町井

電話 044-200-2710（内線 35701）

「川崎市都市計画マスタープラン改定の基本的考え方」における主な視点

都市機能の集積や交通体系の構築等により、都市の魅力強化や骨格作りを着実に進めてまいりましたが、急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据えて、これまでの成長に向けた取組に加え、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟したまちづくりが一層求められております。

社会情勢や人々の価値観が絶えず変化するなか、めざす将来像を実現するためには、行政だけでなく市に関わる多様な主体が都市づくりの方向性を共有し、協働・共創してまちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには市民や企業等が川崎に愛着や誇りを持つことができ、まちづくりの方向性に共感できるプランへアップデートする必要があります。

コンセプト① 改定の視点

○土地利用

- ・身近なまちづくり
- ・臨海部における大規模な土地利用転換
- ・パブリックライフ等の推進
- ・新たな緑の空間形成

○都市環境

- ・まとまりやつながりのある緑の創出
- ・みどりを活かしたまちづくり
- ・脱炭素社会の実現

○交通

- ・広域的な交通網、市域の交通網の形成
- ・身近な交通環境の整備

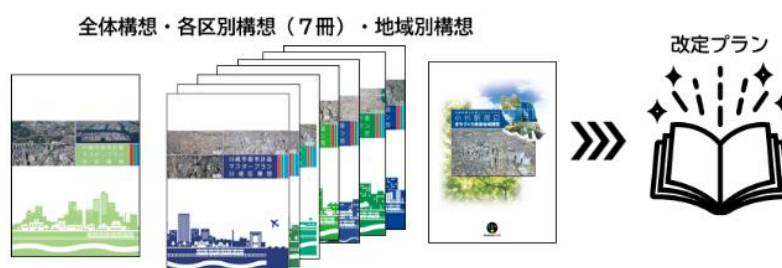
○都市防災

- ・大規模地震、激甚化・頻発化している風水害への対応

コンセプト② 構成の見直し

市民や事業者が川崎市に「愛着」を持つことができ、まちづくりの方向性に「共感」できるプランへ進化するため、次の見直しを行います。

- ・より分かりやすい表現や必要な情報を簡潔に掲載します
- ・全体構想と区別構想等を統合します



図：改定後のプランの構成イメージ

川崎市 都市計画マスタープラン 改定の基本的考え方

令和8（2026）年7月
川崎市

はじめに

- 川崎市都市計画マスタープランは、平成19（2007）年3月に「川崎市都市計画マスタープラン（全体構想）」を策定した後、平成29（2017）年3月に改定を行いました。
- 拠点駅周辺への都市機能の集積や豊かな公共空間の創出、交通体系の構築等により、都市の魅力強化や骨格作りを着実に進めてまいりましたが、急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換を見据えて、これまでの成長に向けた取組に加え、精神的な豊かさや生活の質、価値の向上に重きを置く成熟したまちづくりが一層求められております。
- そのため、緑があふれ、居心地のよさを実感できる空間形成など、質の高い都市空間への再生や、市民の日常生活を支える身近な生活エリアのまちづくりをこれまで以上に重視する必要があります。
- また、臨海部の扇島地区等での広大な敷地とポテンシャルを活かした大規模土地利用転換の着実な推進をはじめ、人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現していく必要があります。
- あわせて、生物多様性の保全などの地球環境に関する世界的な潮流、気候変動などの社会環境課題の解決に向けて、みどりを活かしたまちづくりや災害に強い都市づくりを進め、人々が安心して、暮らしやすく住み続けたいまちとすることが求められています。
- 社会情勢や人々の価値観が絶えず変化するなか、めざす将来像を実現するためには、行政だけでなく市民や企業等の市に関わる多様な主体が都市づくりの方向性を共有し、協働・共創してまちづくりに取り組むことが大切です。そのためには市民や企業等が川崎に愛着や誇りを持つことができ、まちづくりの方向性に共感できるマスタープランへアップデートする必要があります。
- 川崎市都市計画マスタープランの改定に向け、今後、市民の皆様の御意見を伺っていくために、まちづくりの現状と課題、社会環境の変化や改定に向けた考え方、スケジュール等を「改定の基本的考え方」として取りまとめました。



出典 成熟社会の共感都市再生ビジョン
(国土交通省HP)



出典 JFEスチール(株)東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針



出典 みどりの将来像

目次

1	都市計画マスタープランとは	・・・ 1
2	まちづくりの現状と課題	
2-1	現行プランの概要	・・・ 3
2-2	まちづくりの現状と課題	・・・ 4
3	本市を取り巻く主な社会環境等の変化	
3-1	社会環境の変化	・・・ 8
3-2	都市計画に関する国等の主な動向	・・・ 12
3-3	主な上位計画等の状況	・・・ 13
4	改定に向けた考え方	
4-1	都市づくりの基本理念	・・・ 14
4-2	改定の視点	・・・ 19
5	改定までのスケジュール	・・・ 23

1 都市計画マスタープランとは

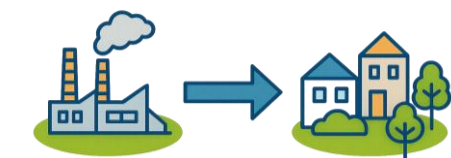
1 役割

- 都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、将来ビジョンを確立し、あるべき「まち」の姿を定めるものです。
- 都市計画マスタープランの方針に基づいて、地域地区や都市施設、市街地再開発事業等の個別・具体の都市計画が決定されます。
- 将来の都市像の実現に向けて、まちづくりの方向性をわかりやすく発信し、地域の主体的なまちづくりを促すとともに、次に示すまちづくりの指針として活用を図ります。

■ 長期的視点に立った将来の都市像を市民と共有し、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針



■ 地域の特性に応じた土地利用等のあり方を示し、大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針



■ 都市計画の基本方針や情報を共有し、市民と行政の協働によるまちづくりや市民発意によるまちづくりのルールを策定する際の指針

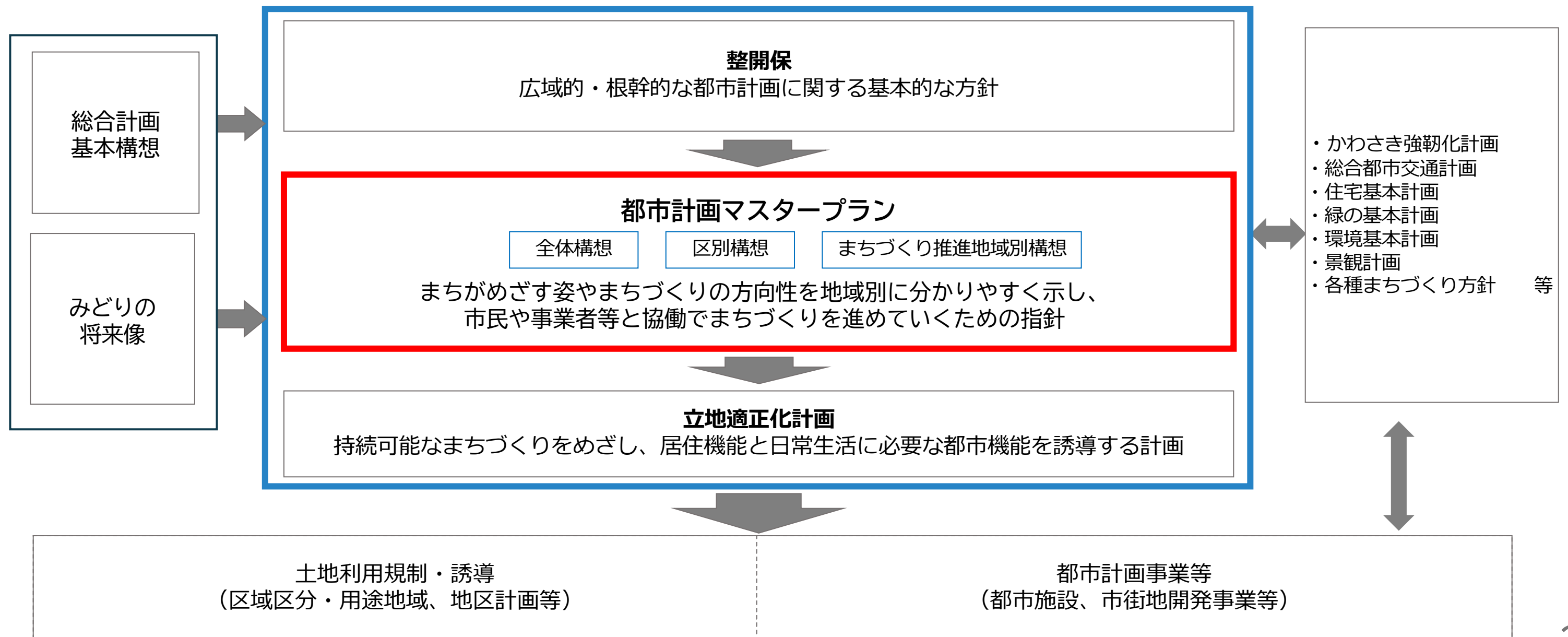


1 都市計画マスタープランとは

2 位置づけ

- 令和8年3月改定の「川崎市総合計画」の「基本構想」、令和7年3月に見直した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「整開保」という。）に即します。
- 「人と自然が共生する幸福な社会」の実現に向けて、「川崎市みどりの将来像」（令和8年3月策定）を上位概念として位置づけます。

<計画体系図>



2 まちづくりの現状と課題

2-1 現行プランの概要

1 策定と改定の経過

- 平成19年3月 全体構想・区別構想（7区）の策定
- 平成21年3月 小杉駅周辺まちづくり推進地域構想の策定
- 平成29年3月 全体構想の改定
- 令和3年 8月 段階的に行ってきた区別構想（7区）の改定完了

現計画（全体構想）



2 めざす都市像とまちづくりの基本目標

- めざす都市像
「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」
- まちづくりの基本目標
「安心のふるさとづくり」
「力強い産業都市づくり」

3 都市づくりの基本方針

以下の基本方針をもとに、都市計画に関する取組を進めてきました。

① 魅力ある都市づくり

- 魅力にあふれる広域的な拠点整備
- 身近な地域が連携したまちづくり
- 交通体系の構築や景観づくりの推進

② 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

- 誰もが住み慣れた地域等で快適に暮らせる都市・住まいづくり

③ 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

- 地球や地域の環境保全を進め、健康に暮らせる都市づくり
- 人と自然が共生する都市づくり

④ 産業の発展を支える都市づくり

- 新産業の創出
- 環境と調和した持続可能な産業の発展

⑤ 災害に強い都市づくり

- 身近な安全や生活基盤の確保
- 都市全体の安全性の向上

⑥ 市民が主体となる身近な地域づくり

- 市民が主体となる地域の身近な課題解決を促進
- 個性と能力を発揮することができる地域づくり

⑦ 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

- 拠点地区等への都市機能の集積
- 多様な住まい方への誘導等を促進
- 公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上

2 まちづくりの現状と課題

2-2 まちづくりの現状と課題

都市づくりの基本方針ごとに、現計画期間（H29.3～現在）の主な取組と課題を整理しました。

① 魅力ある都市づくり

現計画期間の主な取組

●拠点駅における都市機能の集積

広域拠点

- 川崎駅西口大宮町地区(カワサキデルタ)事業完了(R3.4)
- 小杉町3丁目東地区事業完了(R3.7)
- 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり方針の策定(R7.3) 等

カワサキデルタ



出典 JR東日本建築設計HP

小杉町3丁目東地区



出典 川崎市HP

地域生活拠点

- 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の決定(R5.9)
- 登戸駅前地区第一種市街地再開発事業の工事着手(R8.3) 等

鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業



出典 鷺沼駅前地区市街地再開発組合報告資料

登戸駅前地区第一種市街地再開発事業



出典 川崎市HP

●まちの賑わい創出

- 公共空間の利活用の取組の実施(川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区) 等

道路空間等の活用
(川崎駅周辺地区)



道路空間等の活用
(登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区)



駅前空間等の活用
(小杉駅周辺地区)



出典 川崎市資料

●広域ネットワークの構築及び都市機能の強化

- 京急大師線連続立体交差事業1期①区間(小島新田駅～東門前駅)の工事完成(R7.3)
- 羽田連絡道路(多摩川スカイブリッジ)の整備完了(R4.3) 等

羽田連絡道路(多摩川スカイブリッジ)



出典 川崎市HP

●良好な景観の創出

- 景観計画特定地区の指定(鷺沼駅前地区(R7.11))
- 地区計画形態意匠条例適用区域の指定(鈴木町駅前南地区(R7.11)) 等

まちづくりの主な課題

- 市全体の活力を高め持続可能なまちづくりをめざすため、引き続き都市機能の集積・更新、さまざまな人々が集い交流が生まれる空間の整備と活用、都市機能の強化に資する広域的な道路・鉄道網の形成、地域の特性や地域資源を活かした良好な景観形成の継続的な推進などによる都市拠点の形成が必要

2 まちづくりの現状と課題

2-2 まちづくりの現状と課題

② 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

現計画期間の主な取組

●安全・安心に利用できる交通環境の整備

- ・ JR南武線の踏切横断の軽減と安全性や利便性向上に向けた取組の実施
- ・ バリアフリー基本構想の改定（新川崎・鹿島田駅周辺地区（R5.6））
- ・ 自転車走行環境や駐輪場の整備 等



出典 川崎市資料



出典 川崎市HP

●住環境の整備

- ・ 世代間循環等に資する既存戸建住宅の活用やバリアフリー化等による住宅良質化の普及啓発を目的として、民間事業者と連携したセミナー等を実施
- ・ 住宅基本計画（R6.2改定）、マンション管理適正化推進計画（R5.3策定）、第2期川崎市空家等対策計画（R6.8改定）に基づく取組の実施 等

まちづくりの主な課題

- 限られた道路空間等での安全な歩行空間等の確保や踏切改良における関係者調整などは長期的な取組となるため、引き続き安全性・利便性の向上を進めることが必要
- 高経年マンションや空き家が増加傾向にあり、適切な管理や修繕が行われない場合、周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすおそれなどがあることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進、管理適正化や再生促進に向けた支援の充実が必要

③ 緑と水の環境に配慮した都市づくり

現計画期間の主な取組

●脱炭素社会の実現

- ・ 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」の策定(R2.11)
- ・ 地球温暖化対策推進基本計画の改定(R4.3)
- ・ 公共建築物等における木材利用の推進
- ・ EVカーシェアリングの実証実験の実施 等

●公園緑地の整備・みどりのまちづくり

- ・ 富士見公園の再編整備工事着手(R5)
- ・ 「全国都市緑化かわさきフェア」の開催（R6～R7年度）
- ・ 多摩川における新たな利活用に向けた社会実験等の実施 等



出典 富士見公園HP



出典 川崎市HP

まちづくりの主な課題

- 温室効果ガス排出量は減少したが、2050年の脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化が必要
- 公園緑地は避難場所や地域コミュニティ形成の場等として価値が再認識されており、多様なニーズへ対応するため、立地特性や地域ニーズ等を踏まえた魅力ある公園緑地づくりの推進が必要
- 活動団体や協議会の高齢化や担い手不足により次世代への継承が懸念されることから、協働・共創の取組による都市緑化やグリーンコミュニティ※形成の一層の推進が必要

グリーンコミュニティ：多様な主体の協働による、みどりの活用等を行うつながり

2 まちづくりの現状と課題

2-2 まちづくりの現状と課題

④ 産業の発展を支える都市づくり

現計画期間の主な取組

●産業拠点の形成

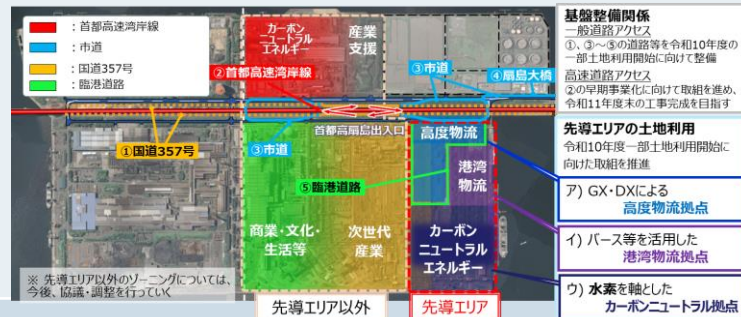
- キングスカイフロント地区における企業立地
- J F E スチール(株)の高炉等休止に伴う土地利用方針の策定(R5. 8)
- 首都高速道路(株)との間で首都高扇島出入口の新規整備の検討に係る基本協定を締結(R6.11)、川崎港港湾計画の改訂(公共バース等の位置づけ)(R6.11)、扇島地区基盤整備等推進計画の策定(R8.2)
- 南渡田地区拠点整備基本計画の策定(R4.8)、南渡田地区北地区の都市計画変更及び北地区北側(I期地区)の開発・建築工事の推進(R6.10)等

南渡田地区北地区北側の土地利用計画図



出典 川崎市資料

扇島地区の土地利用計画図



出典 川崎市資料

●工業集積の維持・発展

- 「新川崎・創造のもりの機能更新に向けたイノベーション拠点整備基本計画」の策定(R7.3)
- 中小製造業等の集積の維持・強化に向けた取組方針の策定
- 事業用地等マッチング推進事業によるマッチング等

まちづくりの主な課題

- 本市の持続的な成長のため、大規模な土地利用転換の取組等の推進による産業競争力の強化や産業拠点の形成が必要
- 工業系の用地環境が減少し、ものづくり産業の維持や事業所の集積に課題が生じているため、住工共生のまちづくりに向けた事業者への支援や工業系物件の創出確保等の取組の推進が必要

⑤ 災害に強い都市づくり

現計画期間の主な取組

●都市の防災機能の向上

- かわさき強靱化計画の策定及び改定(R3.3、R4.3、R8.3)
- 災害対策拠点等の整備(川崎市役所本庁舎(R5.6))等

本庁舎の整備

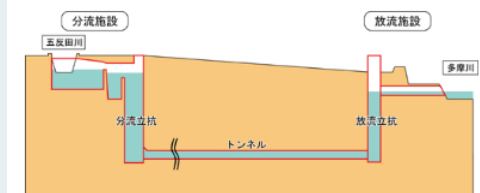


出典
川崎市HP

●地震対策、水害対策

- 建築物や水道、下水道、橋梁等の耐震化
- 防災再開発促進地区及び不燃化重点対策地区の指定(小田周辺地区、幸町周辺地区(H29.3))
- 下水道における重点化地区等における浸水対策
- 治水対策の推進(五反田川放水路の運用開始(R6.3))等

五反田川放水路の運用開始



出典 川崎市HP

●防災意識の向上

- 各種ハザードマップの周知
- 帰宅困難者一時滞在施設の確保
- 防災まちづくり推進地区における地域住民との協働による防災まちづくりの取組等

まちづくりの主な課題

- 切迫する大規模地震や激甚化・頻発化する風水害に対し、市民の生命及び財産を守るため、取組を継続していくとともにハード・ソフト両面の防災対策を強化することで強靱な都市づくりを進めていくことが必要

2 まちづくりの現状と課題

2-2 まちづくりの現状と課題

⑥ 市民が主体となる身近な地域づくり

現計画期間の主な取組

●市民の主体的なまちづくり活動への支援

- 地区計画や地区まちづくり組織等による市民発意のまちづくり 等
(地区計画指定地区(59地区)、建築協定締結地区(13地区)、地区まちづくりグループ(20地区)、地区まちづくり組織(5地区)(R7.6時点)

●多様な主体と連携・協働によるまちづくり

- 鉄道沿線のまちづくりに関する包括連携協定に基づく取組の推進
- エリアマネジメント等の組織による取組の推進 等

エリアプラットフォームによる
コミュニティ醸成の取組



出典 川崎市HP

鉄道事業者等と連携した
公共空間等活用の取組



出典 川崎市HP

まちづくりの主な課題

- 高齢化等に伴う地域活動の担い手不足など、居住環境の維持や改善が課題となっており、地域ニーズに応じた市民主体の活動の誘導が必要
- 市民創発による活動の持続的な発展に向けて、エリアマネジメント等の多様な活動主体による賑わい・交流の創出への支援が必要

⑦ 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

現計画期間の主な取組

●持続可能なまちづくりに関する取組

- 立地適正化計画の策定(R7.3)
- 都市計画道路の見直し方針の改定(H30.3)
- 地域公共交通計画の改定(R8.3) 等

●地域公共交通の取組

- 自動運転バスのレベル4実装に向けた取組の推進
- コミュニティ交通の維持・導入に向けた取組の推進
- モビリティステーションの形成に向けた取組の推進

自動運転バスの実装に向けた取組



出典 川崎市HP

モビリティステーションの取組



出典 川崎市HP

まちづくりの主な課題

- 高齢化の進行や人口減少社会への転換、ライフスタイルの多様化等の課題に適応していくため、都市機能の適正配置などの身近なまちづくりの推進が必要。また、さまざまな交通の担い手不足への対応や路線バスを基軸としながら、路線バスを補完する多様なモビリティの導入、地域特性に応じた新たな交通結節機能の形成が必要⁷

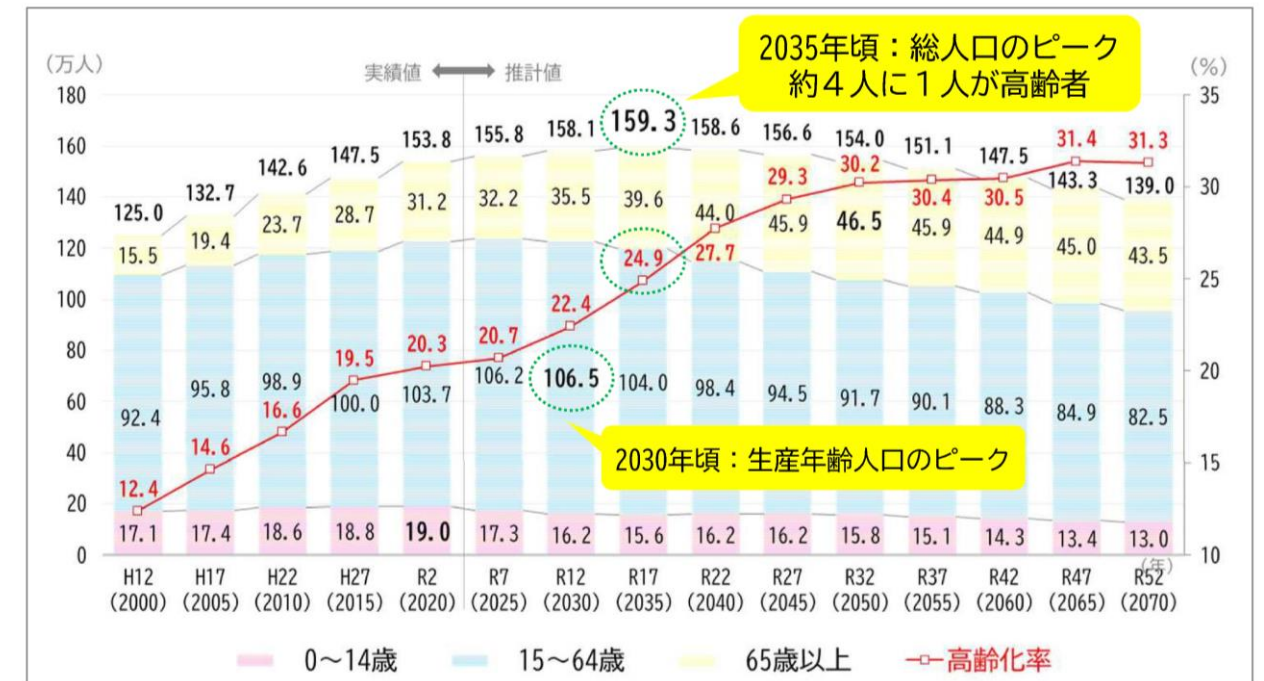
3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

3-1 社会環境の変化

1 少子高齢化・人口減少の進行

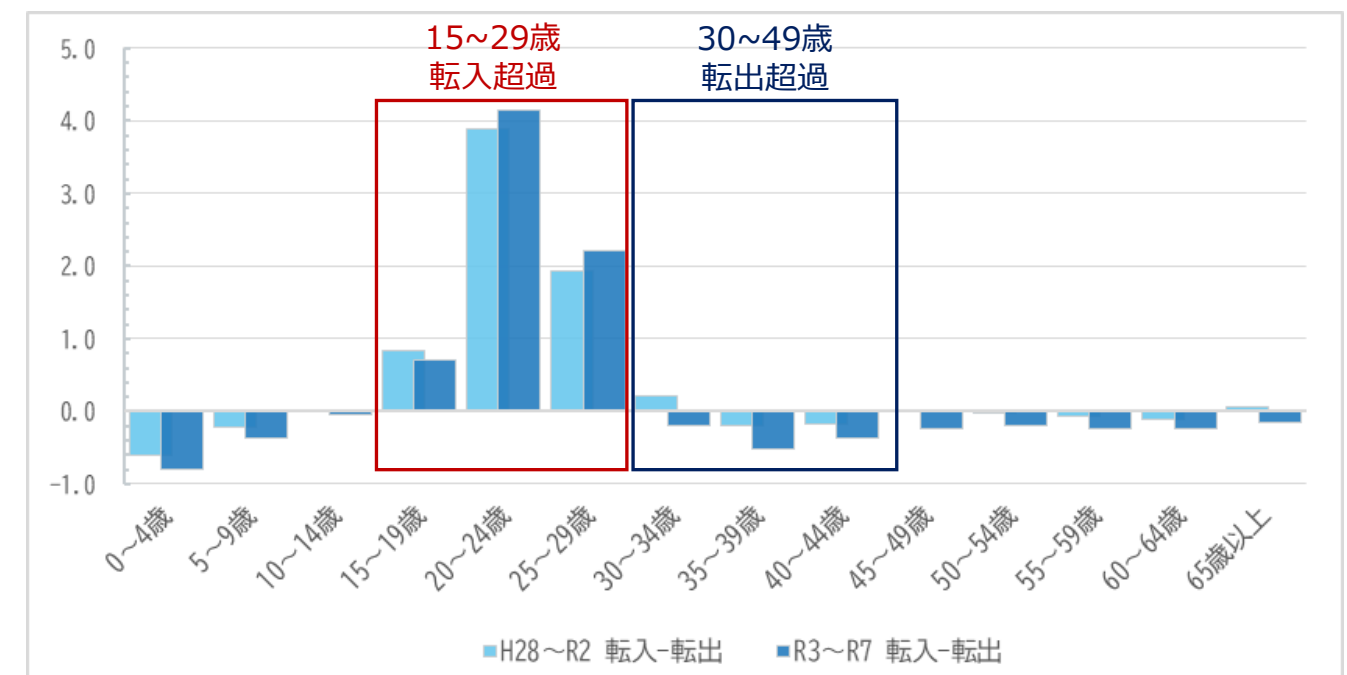
- 全国的に人口減少が進む中、本市では人口増加が続いています。しかしながら、自然増減（出生－死亡）は令和3（2021）年にマイナスに転じたことから、少子高齢化は徐々に進行しています。
- 昨今の人口増加は社会増減（転入－転出）によるものであり、特に15歳から29歳の若者の転入超過が顕著となっています。しかしながら、いわゆる子育て世代である30歳代から40歳代の転出超過が続いています。
- 平成12（2000）年以降、順調に人口増加を続けてきたものの、近年その増加数が鈍化しています。総合計画改定に向けた将来人口推計では、当面人口増加が続くと見込んでいるものの、令和17（2035）年頃に総人口が約159.3万人となりピークを迎える予測となっています。また、令和12（2030）年頃には15～64歳の生産年齢人口もピークを迎えることが見込まれています。
- 高齢化率は今後も上昇することが見込まれ、まもなく、本市も超高齢社会（高齢化率が21%超）に突入します。総人口がピークとなる令和17（2035）年には本市の約4人に1人が高齢者となると予測されることから、都市計画においても人口減少社会への転換を見込んだ都市構造としていく必要があります。

本市の将来人口推計による人口推移



出典 川崎市総合計画改定に向けた将来人口推計

本市の年代別社会動態



出典 川崎市資料

3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

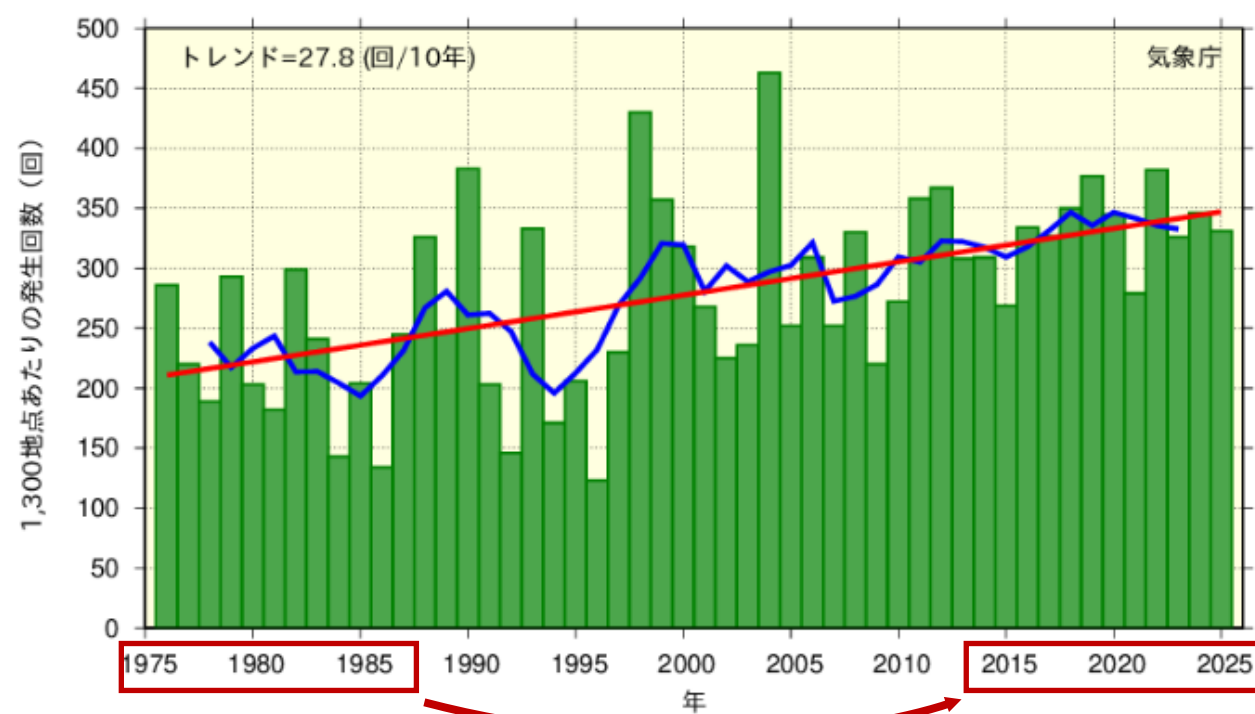
3-1 社会環境の変化

2 気候変動の深刻化

- 令和6(2024)年の日本の平均気温は、1898年の統計開始以降、最も高い値となり、2年連続で記録を更新するなど、近年、世界各地で異常な暑さが観測されています。
- 毎年のように台風や局地的豪雨による被害が全国各地で発生するなど、気候変動による影響は、一層深刻さを増していることから、カーボンニュートラル※の実現に向けた取組を加速させるとともに、暑熱対策など喫緊の課題に迅速に取り組む必要があります。

カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数



3 自然災害リスクの増大

- 首都直下地震や南海トラフ地震など大規模地震の発生が危惧されるとともに、気候変動の影響により風水害も激甚化・頻発化しています。
- 令和元年東日本台風による大雨では、本市においても、甚大な被害が発生しました。
- 自然災害に対しては、想定を大きく超えることもあることから、ハード整備に加えて、日頃からの地域や市民との連携・交流といったソフト的な施策を組み合わせ対策していく必要があります。

大雨の影響による道路冠水時の状況



出典 令和元年東日本台風における災害対応検証報告書

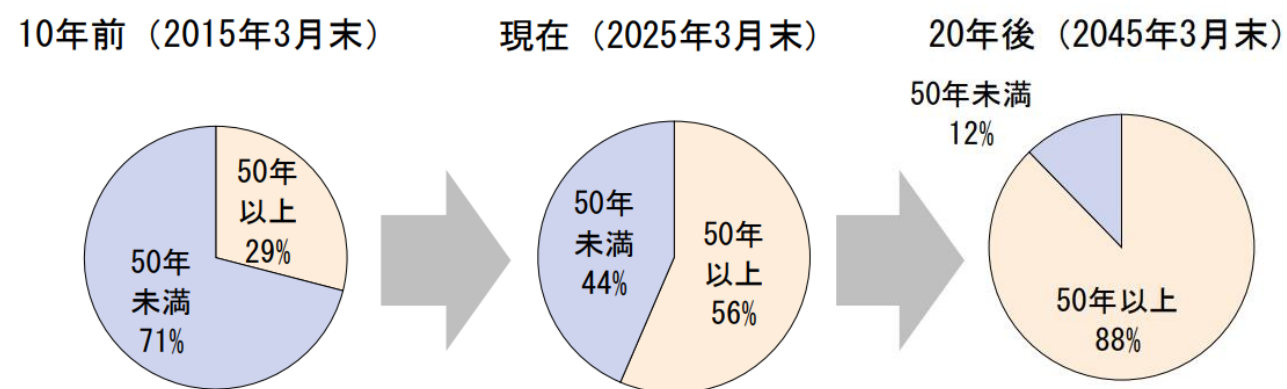
3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

3-1 社会環境の変化

4 都市インフラの老朽化と有効活用

- 令和12(2030)年度には、本市の公共建築物(借受及び企業会計分を除く)の7割以上が築30年以上となります。また、公共建築物以外にも上下水道や道路などの老朽化も年々進んでいます。
- 市民の生活基盤となる都市インフラについて、計画的に大規模修繕や施設更新に取り組むとともに、都市インフラ全体の効率的かつ効果的な維持管理が必要です。
- その一方で、道路をはじめとする公共空間においては、そのポテンシャルを活用し、賑わいや交流の創出を通じて、まちの価値の向上を図ることが求められています。

建設後50年を経過した橋りょうの割合



出典 川崎市橋りょう長寿命化修繕計画を元に加工

5 未来志向の産業振興

- 川崎臨海部全体は約2,800haの広さがあり、鉄鋼、石油、エネルギー、物流等の工場や事業所が集積し、コンビナートを形成しています。
- 扇島地区等では、広大な敷地とポテンシャルを生かした大規模土地利用転換が始動し、キングスカイフロントや新川崎・創造のもりでは、世界をリードする研究開発が進められています。
- 人口減少社会においても地域経済を活性化し、持続可能な成長を実現するため、扇島地区をはじめ、南渡田地区、キングスカイフロント、新川崎・創造のもりなど、最先端技術産業やイノベーション創出を促進する拠点の形成を各地で推進するとともに、拠点間の連携に取り組む必要があります。

臨海部の土地利用転換の対象範囲



出典 川崎臨海部PRリーフレット

3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

3-1 社会環境の変化

6 デジタル技術の浸透

- ・ テレワークやオンライン会議の利用拡大など、**社会のデジタル化が急速に進んでいます。**
- ・ 生成A I や自動運転技術、量子コンピューティングなど、革新的な技術の進展は、社会や生活様式に大きな変化をもたらしています。
- ・ 市民生活の安全・安心や、都市の持続的な発展に欠かせない、社会基盤や生活基盤の整備等について、**デジタル技術の革新や最適化の視点も踏まえながら取組を進める必要があります。**

デジタル技術の社会基盤等への活用イメージ



出典 デジタル庁HP

7 自然と共生する世界へ

- ・ 生物多様性に関する世界目標※である令和12（2030）年に「生物多様性の損失を止め、反転させる（ネイチャーポジティブ）」というミッションは、日本でも「生物多様性国家戦略2023-2030」で具体的な戦略目標として位置づけられました。
- ・ 本市では、「みどりのKAWASAKI宣言」において「人と自然が共生する幸福な社会」の実現をめざしています。
- ・ まちづくりにおいては、グリーンインフラ※の取組等の推進により、**自然環境へ配慮しつつ社会や地域の課題に対応することが求められています。**

世界目標：「昆明・モントリオール生物多様性枠組（令和4（2022）年12月採択）」

グリーンインフラ：自然環境が有する多様な機能を活用した社会資本

自然を活用した解決策



出典 環境省HP

3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

3-2 都市計画に関する国等の主な動向

1 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの観点から総合的な対策を講じるため令和2（2020）年に改正
- ・ 地域の稼ぐ力の強化や、まちの魅力磨き上げを通じ、地域に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を実現することや、災害に強い都市づくりのため令和8（2026）年に改正

2 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律

- ・ 降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が共同して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため令和3（2021）年に改正
- ・ 流域治水の計画・体制の強化、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の盛り込み

3 都市緑地法等の一部を改正する法律

- ・ 気候変動対策や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて、都市において緑地の量・質両面での確保等を推し進めるための「都市緑地法等の一部を改正する法律」が令和6（2024）年に改正
- ・ 国主導による戦略的な緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み等の仕組みを構築

4 成熟社会の共感都市再生ビジョン

- ・ 中長期的な視点や地域文化を育む観点から、新しい時代の都市再生のあり方について検討し、「成熟社会の共感都市再生ビジョン」を令和7（2025）年に公表
- ・ 協働型都市再生によるウェルビーイング※の向上、地域資源の保全とシビックプライド※の醸成、業務機能をはじめ多様な機能の集積による稼ぐ力の創出等を取り組むべき施策として提示

ウェルビーイング 身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることをいい、持続的な幸福を含む概念
シビックプライド 市民の都市・地域への愛着や誇り

3 本市を取り巻く主な社会環境等の変化

3-3 主な上位計画等の状況

都市計画マスタープランは、総合計画等の上位計画に即し、都市計画と関連のある個別計画等と整合を図る必要があります。

1 総合計画（基本構想）

- 本市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めるもの
- 令和8（2026）年3月改定

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、市街化区域と市街化調整区域の区分や主要な都市計画の決定の方針等を定めるもの
- 令和7（2025）年3月改定

3 みどりの将来像

- 関連する個別計画の上位概念として、人と自然が共生する幸福な社会の実現に向けてめざすべきみどりの将来像をとりまとめたもの
- 令和8（2026）年3月策定

4 その他、都市計画と関連のある個別計画等

- 立地適正化計画（令和7（2025）年3月策定）
- 第2次総合都市交通計画（令和7（2025）年11月改定）
- 緑の基本計画（令和9（2027）年度改定予定）
- 景観計画（令和10（2028）年度改定予定） 等

4 改定に向けた考え方

4-1 都市づくりの基本理念

1 改定の目的

- ・ 現行プラン(全体構想)は平成29(2017)年3月に改定しており、前回の改定から約10年が経過します。
- ・ この間に見えてきたまちづくりの課題や急速な社会環境の変化等に対応するため、安全かつ安心で豊かに暮らせる持続可能なまちづくりに向け改定を行います。

現状のまちづくりの
課題への対応

社会環境の変化
への対応

都市計画に関する
国等の動きへの対応

上位計画や関連計画の
策定・改定への対応

安全かつ安心で豊かに暮らせる持続可能なまちづくりに向け
都市計画マスタープランを改定します。

2 目標年次

- ・ 改定プランでは、おおむね20年後の将来の都市像を展望し、都市計画の基本的目標・方向を定めます。

4 改定に向けた考え方

4-1 都市づくりの基本理念

3 めざす都市像とまちづくりの基本目標、基本政策

- めざす都市像とまちづくりの基本目標、基本政策は、総合計画の「基本構想」に即して定めています。令和8年3月に改定された総合計画の「基本構想」は現行の考え方を基本として必要な見直しを行っているため、都市計画マスタープランにおいてもその考え方を踏まえ引き続き、「基本構想」に即して設定します。

めざす都市像

「成長と成熟の調和による
持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」
「力強い産業都市づくり」

基本政策

- ①生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- ②子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- ③市民生活を豊かにする環境づくり
- ④活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- ⑤誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

4 都市づくりの基本方針

- 「基本政策」等を都市のめざす方向性に特化した形で再整理した「都市づくりの基本方針」は「整開保」に即して定めています。
- 令和7年3月に改定した「整開保」の「都市づくりの基本方針」の考え方を基本としながら、環境変化や今後見込まれる課題等を踏まえ、必要な見直しを行います。

都市づくりの基本方針

- ①魅力ある都市づくり
- ②誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり
- ③緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり
- ④産業の発展を支える都市づくり
- ⑤災害に強い都市づくり
- ⑥市民が主体となる身近な地域づくり
- ⑦人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

4 改定に向けた考え方

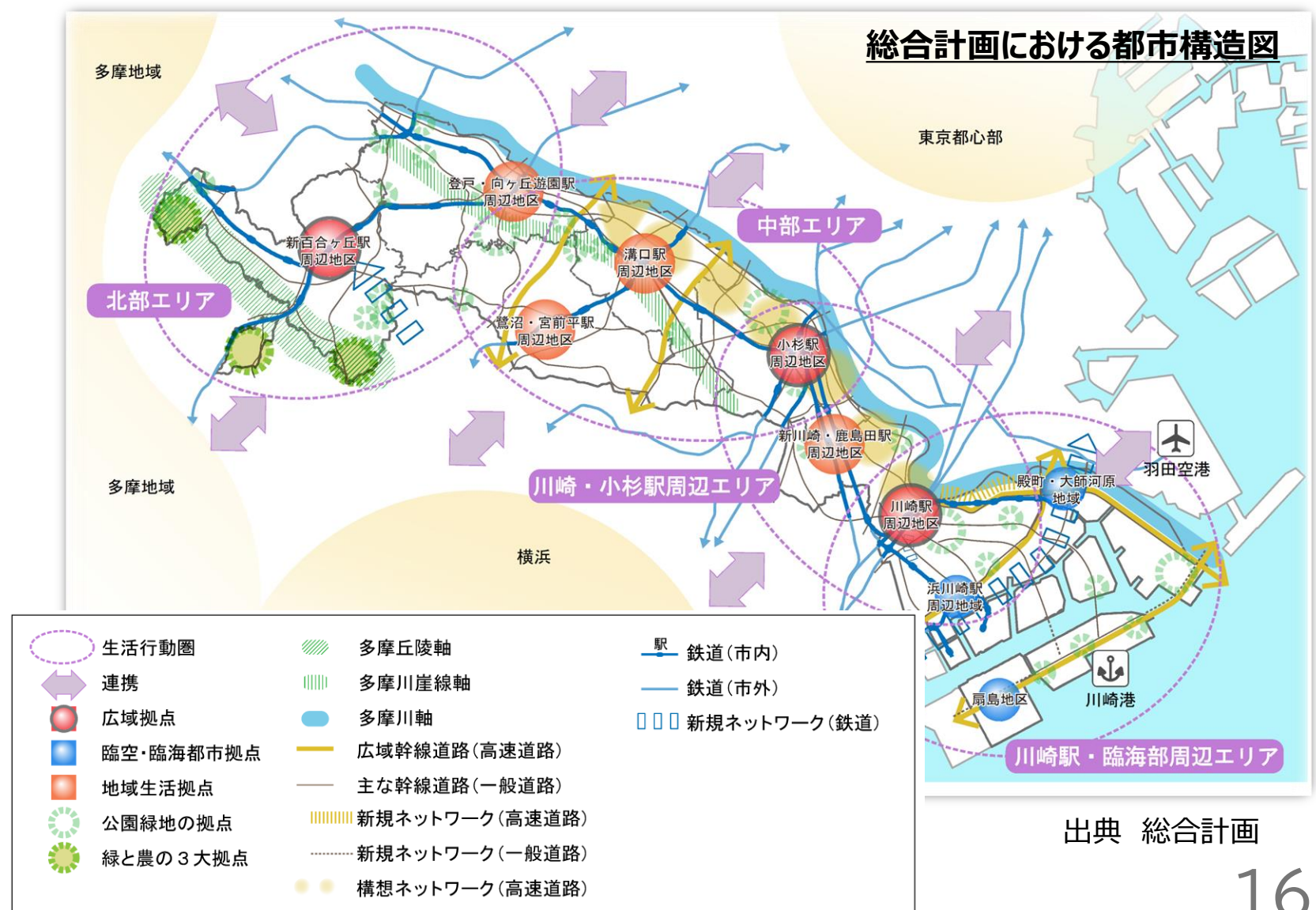
4-1 都市づくりの基本理念

5 めざす都市構造

- 都市構造とは、都市の特徴や骨格となる考え方を示しており、都市計画マスタープランでは「拠点地区」「市民の行動圏」「交通網」「緑と水の骨格」により、都市構造を示しています。
- 都市構造の大きな方向性は「総合計画」で示されており、改定後の総合計画では、現行の考え方を基本としながら必要な見直しを図っていることから、引き続き「広域調和・地域連携型の都市構造」をめざし、次の視点を踏まえて見直しを行います。

(1) 拠点地区

- これまで積み重ねてきた都市機能や交通網、首都圏における地理的優位性を活かした「広域拠点」や新たに扇島地区を位置付けた「臨空・臨海都市拠点」の拠点形成を推進するとともに、首都圏の都市機能を支える交通網の強化などを図り、魅力と活力にあふれた広域調和型のまちづくりをめざします。
- 鉄道を主軸とした地域公共交通ネットワークの形成により、地域間の一体性と都市機能の向上を図り、各地域の特性や個性を活かした「地域生活拠点」の形成や、身近な地域が連携する地域連携型のまちづくりをめざします。



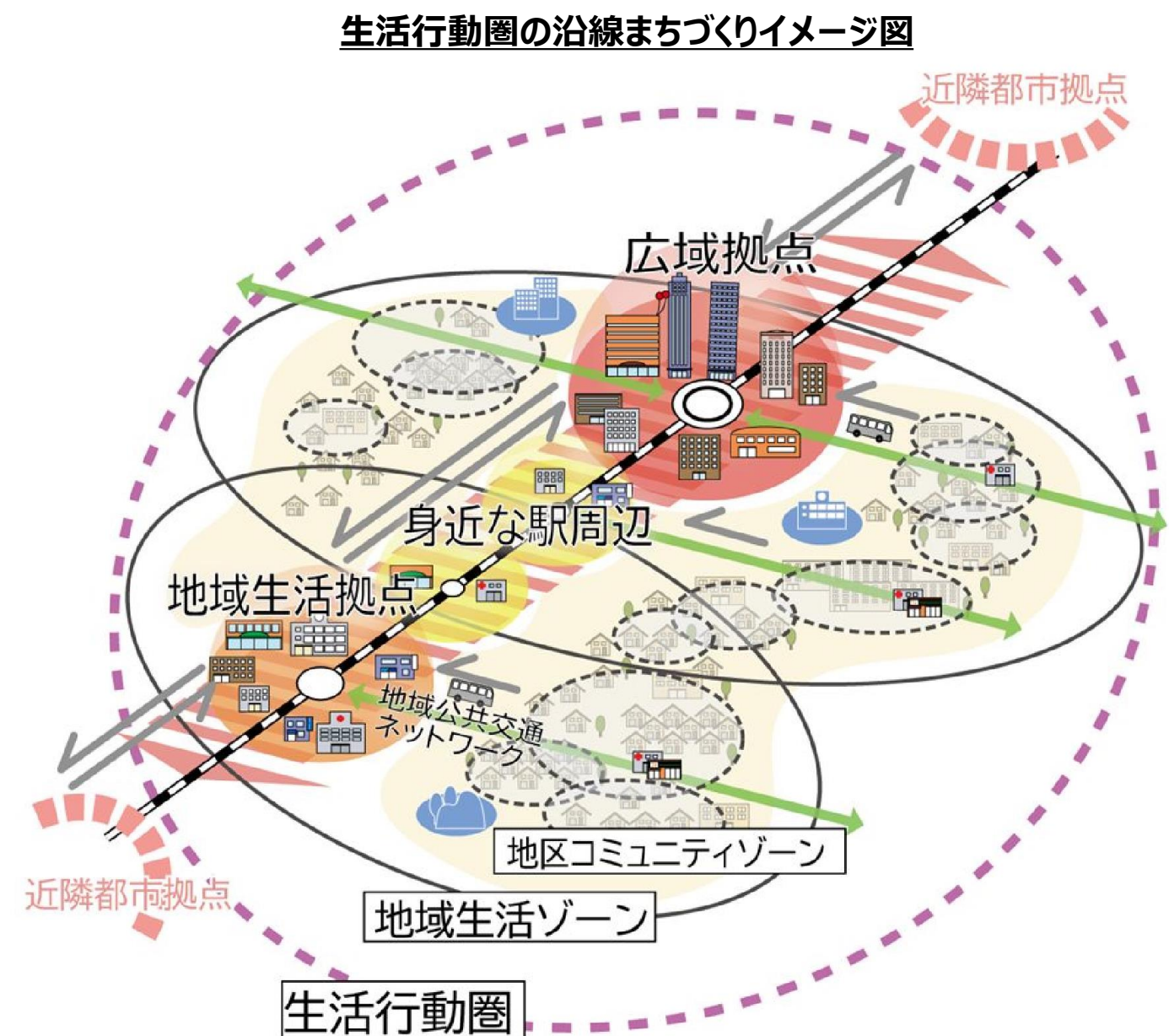
4 改定に向けた考え方

4-1 都市づくりの基本理念

5 めざす都市構造

(2) 市民の行動圏

- 市民の日常的な生活エリアである「生活行動圏」は住まいを起点に鉄道沿線を中心に展開しています。急速な高齢化の進行や人口減少社会への転換等に対応するためには、市民の日常生活を支える身近な生活エリアの重要性がこれまで以上に高まることが予想されます。
- 鉄道を主軸とした地域公共交通ネットワークの形成により、地域の特性を活かした身近な地域が連携するまちづくりをめざします。



出典 総合計画

4 改定に向けた考え方

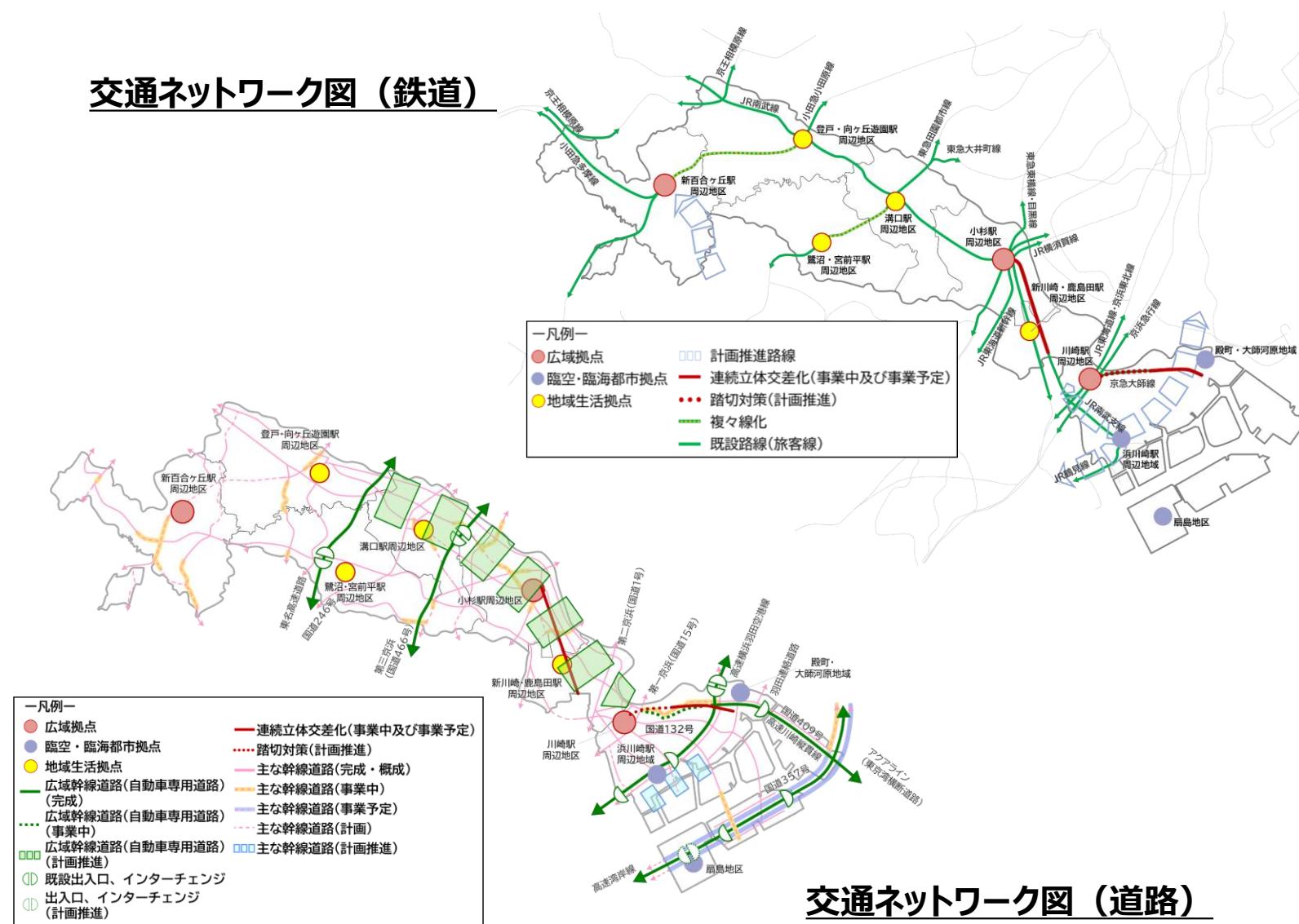
4-1 都市づくりの基本理念

5 めざす都市構造

(3) 交通網

- 広域的な交通網及び市域の交通網の整備を引き続き進めるとともに、バス運転手不足の深刻化や自動運転技術の進展など、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進します。

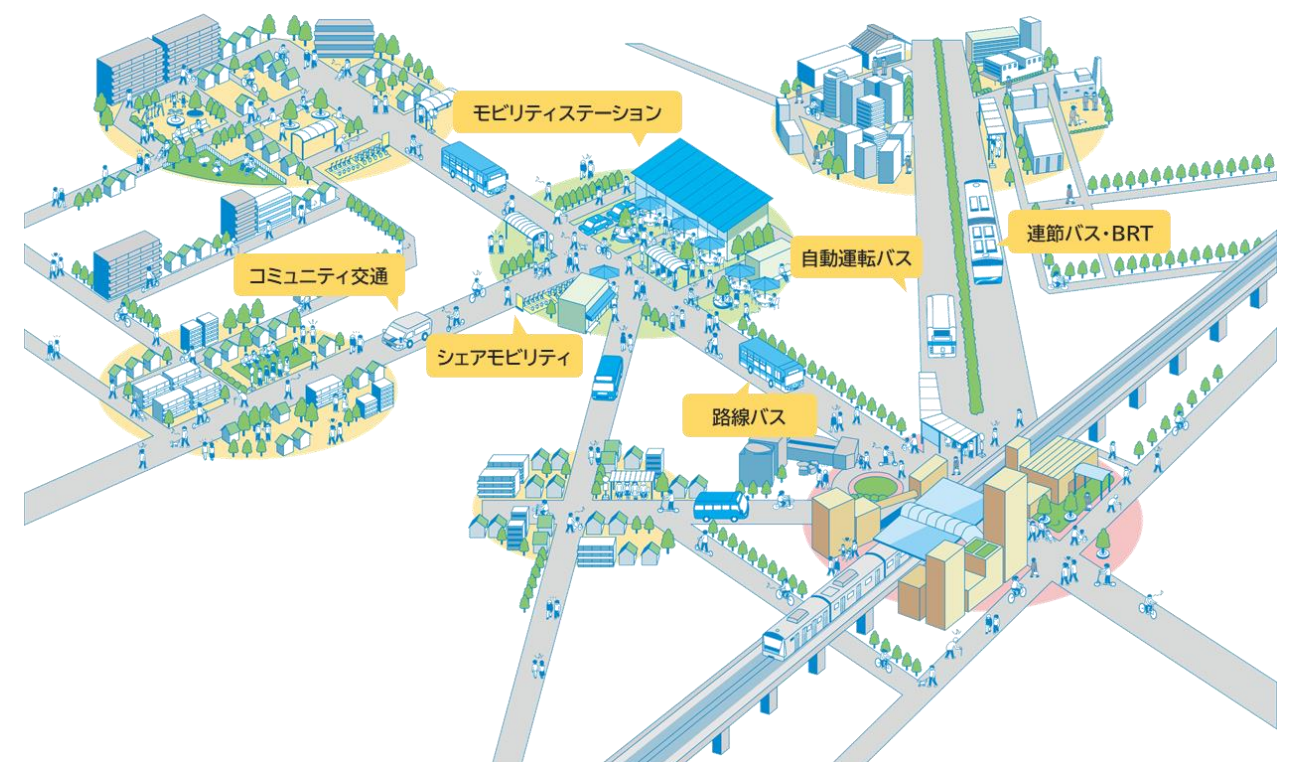
交通ネットワーク図（鉄道）



交通ネットワーク図（道路）

出典 総合都市交通計画

地域交通ネットワークイメージ図



出典 地域公共交通計画

(4) 緑と水の骨格

- 改定予定の「緑の基本計画」におけるみどりの軸とみどりの拠点を骨格とし、それらを結ぶ拠点周辺の地域の緑等で構成される「みどりの都市構造」の考え方と整合を図るなど、緑と水のネットワークの形成をめざします。

4 改定に向けた考え方

4-2 改定の視点

現状のまちづくりの課題や社会環境の変化等に対応するため、おおむね20年後の都市の将来像を展望し、改定にあたっての主な視点について整理しました。

1 分野別の視点

(1) 土地利用

① 身近なまちづくり

市民の日常生活を支える身近な生活エリアにおける生活に必要な施設等の誘導や身近なコミュニティ空間の創出、多様な主体と連携した身近な地域づくりなど、高齢化や人口減少が進んだ社会においても、誰もが安全・安心で健康に暮らせる身近なまちづくりをめざします。

② 臨海部における大規模な土地利用転換

南渡田地区や扇島地区等では、新産業創出を促進する研究開発拠点の形成と社会課題の解決等に資する大規模土地利用転換をめざします。

臨海部の土地利用転換



出典 JFEスチール(株)東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針

③ パブリックライフ※の推進

街路、公園、緑地、水辺、民間空地など誰もが利用できる場において、誰もが安心して移動でき、人が中心となるウォーカブルな空間や、人々の滞在や多様な活動を促す「過ごしたくなる」空間の創出をめざします。

パブリックライフ 公共的空間での地域の人々の交流機会やつながり

④ 新たな緑の空間形成

緑あふれる空間の創出イメージ

都市拠点や臨海部等において、まとまりやつながりのある緑を誘導することで、憩いを感じられる緑あふれる空間の創出をめざします。



出典 成熟社会の共感都市再生ビジョン
(国土交通省HP)

⑤ 都市機能の集積と基盤整備

都市拠点等において地域特性に応じた多様な都市機能の集積や都市基盤の整備を進めるとともに、国全体の成長をけん引し、国内外から企業・人を呼び込むことができる魅力ある拠点形成をめざします。

都市機能の集積等



出典 川崎市資料

ウォーカブルのイメージ



出典 登戸2号線沿道まちづくりコンセプトブック

4 改定に向けた考え方

4-2 改定の視点

1 分野別の視点

(2) 都市環境

① まとまりやつながりのある緑の創出

生物多様性の増進に資する緑のまとまりやつながりを意識して、緑地保全施策や、民間開発等の機会を捉えた、まちなかの緑の創出によりネイチャーポジティブを推進し、市全体での生態系ネットワークの形成をめざします。

里山や多摩川の
みどりのイメージ



出典 みどりの将来像

② みどりを活かしたまちづくり

みどりの多様な機能や効果を活用するとともに、新たなみどりの価値を生み出すことにより、ウェルビーイングの向上やコミュニティ形成、健康増進などの生活の質の向上や、まちの魅力向上による地域価値の向上、脱炭素や気候変動対応など地域・地球環境課題の解決に取り組めます。

③ 脱炭素社会の実現

2030年度の市域における温室効果ガス排出に関する削減目標（2013年度比50%削減）の達成に向け、再エネ設備の導入促進や省エネの取組を進めるとともに、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロの実現をめざします。

カーボンゼロチャレンジ



出典 脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」策定記者会見資料

④ グリーンコミュニティの形成

市民や企業、団体、学校などが、協働・共創の取組を通じて、人と人とのつながりを育み、未来につながるグリーンコミュニティの形成を進めます。

⑤ 公園緑地等の整備や公共施設の活用

地域特性を活かした魅力ある施設の整備等、立地特性や地域ニーズ等を踏まえて、都市の価値を高める、魅力ある公園緑地づくりをめざします。

4 改定に向けた考え方

4-2 改定の視点

1 分野別の視点

(3) 交通

① 広域的な交通網、市域の交通網の形成

首都圏の広域的な鉄道・道路網を活かしながら、首都圏機能の強化を図るため、羽田空港へのアクセス強化などを推進します。また、広域的な交通網やまちづくりと一体となった機能的な市域の交通網の形成を推進します。

② 身近な交通環境の整備

将来にわたり、市民の暮らしやすさの向上や本市の強みである都市の利便性を確保するため、地域公共交通の基軸となる路線バスと多様なモビリティが連携する身近な交通環境を整備するなど、社会環境の変化に適応した地域公共交通ネットワークの形成を推進します。

自動運転バスやモビリティステーションの形成に向けた取組



出典 地域公共交通計画

(4) 都市防災

① 大規模地震、激甚化・頻発化している風水害への対応

建築物の耐震化や不燃化、水道施設・下水道施設の耐震化、浸水被害防止・軽減に向けた雨水排水施設の整備や河川改修等のハード対策と、ハザードマップの周知や防災活動支援等のソフト対策が一体となった取組など、大規模地震や近年の気候変動の影響による激甚化・頻発化する風水害に対して市民の生命や財産を守るための対策による安全・安心なまちづくりをめざします。

② 持続可能な都市インフラの形成

水道施設や下水道施設等の更新や維持管理を推進し、持続可能な都市基盤の形成をめざします。

自然災害の激甚化・頻発化



出典 立地適正化計画説明資料より作成

4 改定に向けた考え方

4-2 改定の視点

2 都市計画マスタープランの構成

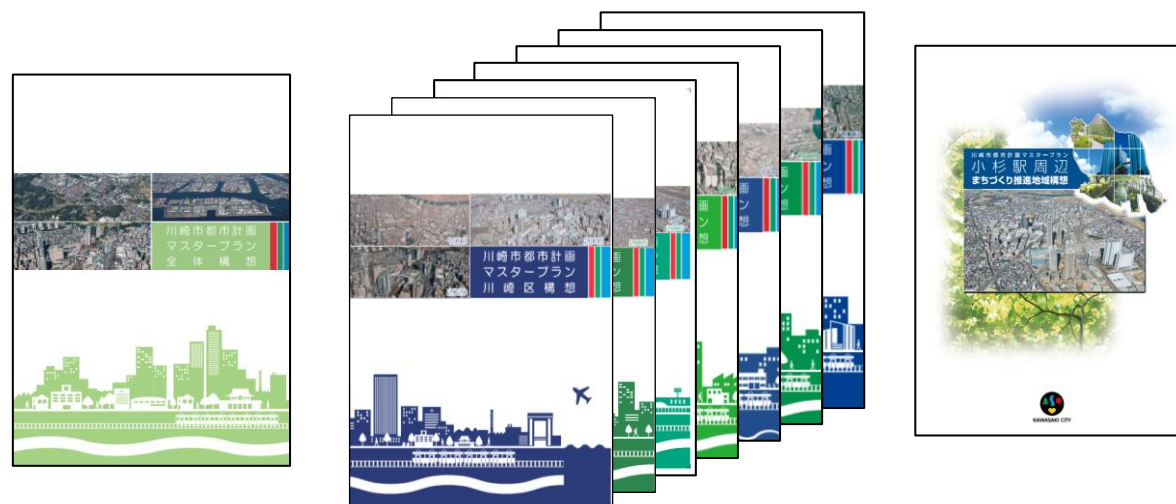
- ・ 多様化・複雑化する都市づくりを取り巻く課題に対応するため、これまで以上に市民や事業者等の多様な主体との協働・共創を推進していく必要があります。
- ・ 社会環境の変化が加速する中、状況の変化に応じて目標実現に向けた手段を柔軟に選択しうる機動的なプランとする必要があります。
- ・ 現行プランは細かな情報を掲載している一方で、区別構想等が個々に作成されていることにより重複した記載が多くあるため、構成や情報量などを見直す必要があります。

市民や事業者が川崎市に「愛着」を持つことができ、まちづくりの方向性に「共感」できる都市計画マスタープランへ進化

- ・ 都市づくりの方向性を共有することを意識した、より分かりやすい表現や必要な情報を簡潔に掲載します。
- ・ 交通や環境等の関連分野の詳細は各分野の個別計画に委ね、基本方針など必要最小限の記載に整理します。
- ・ 地域ごとの市街地像や土地利用の誘導等に必要な内容は明確に示しつつ、全体構想と区別構想等を統合するようにプラン構成を見直します。

改定後のプラン構成イメージ

全体構想・各区別構想（7冊）・地域別構想



改定プラン



5 改定までのスケジュール

都市計画マスタープラン「改定の基本的考え方」を公表し、さまざまな手法で市民の皆様の御意見を伺いながら、令和10年度中の計画改定をめざします。

